第８節　監査
　１　給与簿監査
　２　健康安全管理状況監査
　３　災害補償実施状況監査
第９節　服務及び懲戒
　１　服務
　２　懲戒
　３　兼業
第６章　職員団体
第１節　管理職員等の範囲
第２節　職員団体の登録
第３節　職員団体のための職員の行為
　１　在籍専従
　２　短期従事
第４節　職員団体等の法人格
　１　登録職員団体
　２　認証職員団体等
第５節　職員団体との会見
第７章　公平審査
第１節　不利益処分についての不服申立て
第２節　勤務条件に関する行政措置の要求
第３節　災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て
第４節　給与の決定に関する審査の申立て
第５節　苦情相談
第８章　国際協力
第１節　派遣法による派遣状況
第２節　国際協力・国際交流
　１　主要国政府幹部職員等招へい事業
　２　開発途上国等に対する技術協力
　３　日中韓人事行政ネットワーク
　４　マンスフィールド研修
　５　外国からの調査訪問対応
第９章　人事管理業務のＩＴ化の推進
第10章　人事院総裁賞及び各方面との意見交換等
第１節　人事院総裁賞
第２節　各方面との意見交換等
　１　公務員問題懇話会
　２　企業経営者等との意見交換
　３　参与との意見交換
　４　有識者の職場訪問
第２編　国家公務員倫理審査会の業務
国家公務員倫理審査会とは
倫理法及び倫理規程の15周年に当たって
第１章　倫理の保持を図るための啓発活動等
　１　倫理制度の周知徹底、広報活動
　２　職員の職務に係る倫理の保持のための研修
　３　倫理制度に関する意見聴取
第２章　倫理法に基づく報告制度の状況
　１　報告制度の概要
　２　各種報告書の提出状況等
第３章　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒
　１　調査及び懲戒手続の概要
　２　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

はじめに

人事院は、公務の民主的かつ能率的な運営を国民に対し保障するという国家公務員法の基本理念の下、人事行政の公正の確保と職員の利益の保護等その使命の達成に努め、人事行政の面から我が国の行政の一翼を担ってきており、人事院勧告制度をはじめとする公務員制度は、行政運営の基盤として重要な機能を果たしてきた。

公務員制度改革については、平成26年４月に内閣総理大臣が幹部職員人事の一元管理等に関する事務を行うことなどを内容とする国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）が成立し、同年５月30日にその事務を担う組織として内閣人事局が設置された。この改正法において、人事院は、引き続き、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担うこととされ、そのために必要な事務を行うこととなった。今後は、人事院、内閣総理大臣が、それぞれが担うこととされた機能を十全に発揮し、それぞれが所掌する制度を適切に運用していくことが重要であると考える。

人事院は、引き続き担うこととされた役割を適切に果たし、現下の人事行政の諸課題、特に、能力・実績に基づく人事管理の推進、女性の採用・登用の拡大、勤務環境の整備等に対応した人事施策の策定・推進に積極的に取り組んでいくことが重要であると考えており、具体的な取組を推進している。

公務員制度を巡る環境が変化する中においても、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能は公務員制度の根本を支えている重要な機能であり、人事院としてはその責務を適切に果たしていく所存である。

本報告書の構成は、２編からなり、第１編は「人事行政」全般について、第２編は「国家公務員倫理審査会の業務」の状況について記述している。このうち第１編は３部からなり、第１部は、適正な公務員給与を確保するための給与勧告等、人事行政の公正性を確保するための各方策、女性国家公務員の採用・登用の拡大のための取組など平成26年度における人事行政の主な動きについて記述している。次いで第２部では、特別テーマとして「東アジア諸国と我が国の公務員制度」と題し、東アジア諸国における公務員制度改革の取組と人事院の支援、国際機関を通じた腐敗防止の取組への貢献の状況等を紹介するとともに、今後の国際協力の展望について記述している。第３部では、平成26年度の人事院の業務状況について、各種資料を掲載して詳細に記述した。

本報告書により、人事行政及び公務員に対する理解が一層深まることを願うものである。

第１編　人事行政

第１部　人事行政この１年の主な動き

第１章　適正な公務員給与の確保

○　平成26年８月７日、国公法に定める情勢適応の原則に基づき、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本とする給与改定とともに、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しについて国会及び内閣に対し勧告を行った。

○　政府においては、人事院勧告どおり、平成26年度の給与改定及び給与制度の総合的見直しを実施すること等を平成26年10月７日に閣議決定し、同年11月12日に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（平成26年法律第105号）（以下「給与法改正法」という。）が成立し、同月19日に公布、施行（給与制度の総合的見直しのための改正等については平成27年４月１日に施行）された。

○　「国家公務員法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第22号）（以下「改正法」という。）において、級別定数の設定・改定は内閣総理大臣が人事院の意見を聴いて行うこととされたことを踏まえ、平成27年度の設定・改定案については、労使双方の意見を聴取して作成し、平成27年１月13日及び３月30日に意見の申出を行った。